ADR 検討会
資料 8－2

ＡＤＲにおける専門家の活用（論点の補足）

＜求められる能力・資質＞

＜具体的な活用形態＞

主宰者として活用

①法的知識等に係る専門能力

（法律知識・争点整理能力
＋説得能力等）

②紛争分野に係る専門能力

③紛争解決に係る専門能力

（コミュニケーション技術・
カウンセリング技術等）

＋α（？）

代理人として活用

主宰者に求められる能力・資質

＋α
①、②については
より高度な能力が必要？

－β
③については
それほど高度でなくとも可？

能力・資質の見極め

主宰者として求められる能力・資質のすべてあり

研修等による
能力等の補完

主宰者として求められる能力・資質の一部あり

主宰者として活用

限定的に主宰者等として活用

紛争規模を限定して活用
or
紛争分野を限定して活用
or
手続を限定して活用
or
ADR 機関の責任で
複数をグループ化して活用

＋ 研修

or

補助者として活用

代理人として活用

基本的には主宰者の場合と同様の考え方による活用可能性

＋

固有の論点

ADR（特に、自律的規範による調整型 ADR）において、
業として関与する代理人の必要性

相対交渉には認めず、ADR 案件には、非弁護士の代
理人としての関与を認める相当性